

第 2 章	人間の歴史	名前:	日 付	No.01

[問題 1]

次の各問いに答えよ。

- (1) 基本的人権と民主政治を説いたイギリスの思想家は誰か。
- (2) 「法の精神」をあらわし、三権分立を説いたフランスの思想家は誰か。
- (3) 「社会契約論」をあらわし、人民主権をとらえたフランスの思想家は誰か。

[解答欄]

(1) ロック	(2) モンテスキュー	(3) ルソー
---------	-------------	---------

[解説]

人物名	国名	著書	考え
ロック	イギリス	「統治二論」 (市民政府二論)	民主政治、基本的人権、抵抗権
モンテスキュー	フランス	「法の精神」	三権分立(権力の濫用をふせぐには、権力を一つの機関に集中させない必要がある)
ルソー	フランス	「社会契約論」	人民主権(主権はもともと人民のものである)

[問題 2]

次の資料は、ロックの「統治二論」、モンテスキューの「法の精神」、ルソーの「社会契約論」のいずれかです。それぞれどの人物が書いたものか。

- ① 人間は生まれながらにして自由であるが、いたるところで鉄鎖につながれている。…人間の自由と平等を実現するためには、人民が主権者になる以外に方法はない。
- ② 同一の人間の手に立法権と執行権(行政権)が合わせもたれているときには、自由はない。裁判権が立法権と執行権から分離されていないときも自由はない。
- ③ 人間は、生まれつき自由、平等であり、自分の生命、自由、財産を守る権利がある。ところが自然状態ではこれらの人権が守られないので人々は国家や政府を作る。国家や政府が国民の人権に干渉する時は、国民はそういう国家権力を倒す権利を有する。

[解答欄]

①ルソー	②モンテスキュー	③ロック
------	----------	------

[解説]

- ① 人民主権を強調したのは、フランス革命に影響を及ぼしたルソーである。
- ② 三権分立に重きを置いた思想家はモンテスキューである。

[問題 3]

市民革命に影響を及ぼした人物を次のようにまとめた。

人物名	国名	考え	著書
ロック	イギリス	民主政治、基本的人権	『統治二論』
(A)	フランス	(X)	『 (C) 』
(B)	フランス	国民(人民)主権	『 (D) 』

(1) A～D にあてはまる人物名、著書を書け。

(2) X にあてはまる語句を次から選べ。

[三権分立 帝国主義 社会主義 絶対王政]

[解答欄]

(1)A モンテスキュー	B ルソー	C 法の精神
D 社会契約論	(2) 三権分立	

[問題 4]

次の表について、各問いに答えなさい。

思想家	出身国	おもな著書	おもな考え
①	フランス	⑤	A
ロック	③	⑥	B
②	④	社会契約論	C

(1) 表の①～⑥にあてはまる語句を下の[]から選びなさい。

[ルソー ベンサム モンテスキュー ヒトラー イギリス ドイツ イタリア フランス 統治二論
自由論 法の精神]

(2) 表の A～C にあてはまる、それぞれの思想家のおもな考えを下の A～ウから選び、記号で答えなさい。

A 「権力の濫用をふせぐには、権力をひとりの人間や機関に集中させないことだ」

イ 「個人の生命・自由・財産などはだれも侵すことができない」

ウ 「国の権力はもともと国民自身のものだ」

[解答欄]

(1)①モンテスキュー	②ルソー	③イギリス	④フランス
⑤法の精神	⑥統治二論	(2)A ア	B イ
C ウ			

[問題 5]

右の年表を見て、各問いに答えよ。

- (1) ①では「人は生まれながら、自由で平等な権利をもつ」と謳っている。①は何か。
- (2) A のころイギリスで民主政治を説いた思想家はだれか。
- (3) フランスの思想家で 1)「法の世界」をあらわして三権分立をとなえた人物はだれか。2)また、「社会契約論」をあらわして人民主権をとなえた人物はだれか書け。
- (4) B について答えよ
 ア このころ、社会的弱者を保護する権利が認められてきた。この権利は何権といわれるか。
 イ この憲法が保障した「人間に値する生存」という権利を何というか。
- (5) ②の憲法を何というか。

年代	できごと
1215 年	マグナカルタ(イギリス)
1689 年	権利章典(イギリス)・・・ A
1776 年	独立宣言(アメリカ)
1789 年	(①)(フランス)
1889 年	(②)憲法(日本)
1919 年	ワイマール憲法(ドイツ)・・・ B
1946 年	日本国憲法(日本)

[解答欄]

(1) フランス人権宣	(2) ロック	(3)1) モンテスキュー	2) ルソー
(4)ア 社会権	イ 生存権	(5) 大日本帝国憲法	